

板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱

(平成31年3月26日区長決定)

(令和3年3月4日一部改正)

(令和4年3月11日一部改正)

(令和5年3月17日一部改正)

(令和5年3月31日一部改正)

(令和5年8月10日一部改正)

(令和6年1月4日一部改正)

(令和7年3月31日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により児童養護施設等への入所措置又は里親等への委託措置を受けていた者に対し、これらの措置の解除後の生活を継続的に支援し、社会的自立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会的養護経験者（ケアリーバー） 養育に大きな困難を抱える家庭の支援として、公的責任で社会的に養育及び保護された経験のある者をいう。
- (2) 児童養護施設等 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業及び障がい児入所施設をいう。
- (3) 里親等 里親及びファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）をいう。
- (4) 家賃等 家賃、管理費、共益費その他の住居の用に供する住宅に係る使用的対価をいう。ただし、光熱水等の使用の対価が当該住宅に係る使用的対価と一体をなしており、これらを区分し難い場合にあっては、当該光熱水等の使用の対価を含む。

(支援内容)

第3条 この事業における支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 支度金助成

支度金助成の支給は、措置解除の日から6年を経過する日までの期間において、1人につき1回限り行うものとし、支給額の上限は20万円とする。

この場合において、支度金助成の支給の対象となる経費は、一人暮らし等の自立、就労、就学等の準備をするに当たり必要な経費（助成支援決定日の属する年度中に生じた経費に限る。）であって、次に掲げるものとする。

- ア 居住する住居の契約時に要する敷金、礼金等
- イ 生活に要する家具、家電等の購入
- ウ 生活に要する日用品、食料品等の購入

エ 就労・就学時に要するスーツ等のフォーマルウェアの購入

オ その他区長が必要と認めるもの

(2) 家賃等助成

ア 助成期間

家賃等助成の期間は、措置解除日から 6 年を経過する日（ただし、児童自立生活援助事業において対象者の居宅での支援を受けていた場合はこの期間を差し引きするものとする。）まで（最大 72 か月分）とする。ただし、当該期間に次条第 5 号アからオのいずれかに該当する支援を受けた者については、当該支援を受けた期間を差し引いた期間を対象とする。また、助成支援決定日の属する年度中の家賃等を助成対象とする。

イ 助成額

1 月当たりの家賃等助成の額は、家賃等の月額の 2 分の 1 に相当する額とする。ただし、当該額が 3 万円を上回る場合の助成金の額は 3 万円とする。

(3) 医療費助成

ア 助成期間

医療費助成の期間は、措置解除の日から 6 年を経過する日までとする。ただし、助成支援決定日の属する年度中の医療費等を助成対象とする。

イ 助成額

医療費助成の額は、該当年度につき 2 万 4 千円を上限とする。ただし、年度途中に措置解除された場合は、月割計算によって算出した額を上限とする。

(4) 社会的養護経験者（ケアリーバー）応援プロジェクト相談支援（以下「相談支援」という。）

児童養護施設等を退所した者や里親等の委託を解除された者等（18 歳以上の者を含む。）に対し、生活や就労に関する情報提供、個別の相談等を行うものとする。

（対象者等）

第4条 この事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和 5 年 3 月 1 日以後に、板橋区内の児童養護施設等を退所した者、板橋区内の里親等の委託を解除された者、板橋区が措置をした児童であって板橋区外の児童養護施設等を退所した者、又は板橋区が措置をした児童であって板橋区外の里親等の委託を解除された者であること。
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までの助成金の交付を受ける間、引き続き、児童養護施設等、里親等又は前条第 4 号に規定する相談支援を行う事業所から生活上の相談その他の支援を受けることができること。
- (3) 就労し、若しくは就学していること又は就労若しくは就学に向けた意欲があり、自立に向けた目標を持っていること。
- (4) 原則として措置解除時に 18 歳以上であること。ただし、前条第 4 号

に規定する相談支援に関しては、この限りではない。

- (5) 次に掲げる支援を現に受けていないこと（家賃等助成についてはアからオまでの支援を受けていないこと、支度金及び医療費助成についてはエ及びオの支援を受けていないこと。）。

ア 「東京都自立支援強化事業実施要綱」（平成24年3月30日付23福保子育第2296号）に基づいて実施する居住に関する支援

イ 「東京都養育家庭等自立援助事業実施要綱」（平成25年1月24日付24福保子育第1761号）に基づいて実施する居住に関する支援

ウ 「板橋区養育家庭等自立援助事業実施要綱」（令和4年6月30日区長決定）に基づいて実施する居住に関する支援

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による一時扶助の適用及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による生活保護法による一時扶助に相当する支援

オ 地方公共団体が実施するアからエまでの支援と趣旨を同じくする支援

（登録又は継続及び申請）

第5条 この事業の助成を受けようとする者は、区長に対し、別記第1号様式の登録申請書に加えて、口座振替依頼書を提出しなければならない。

- 2 前年度に助成金の交付を受け、引き続き、助成金の交付を受けようとする者は、別記第2号様式の継続申請書を提出しなければならない。
- 3 就労又は就学している者については、登録又は継続申請をする年度毎に、在職証明書や在籍証明書等を提出しなければならない。

（登録又は継続の決定）

第6条 区長は、前条の登録又は継続申請に対し、登録又は継続の可否を決定する。

- 2 区長は、前項の決定をしたときは、前条の申請をした者に対し、別記第3号様式の登録（継続）決定・却下通知書により、登録又は継続の可否を通知する。

（交付）

第7条 支度金は、次のいずれかの方法で交付する。

(1) 概算払

(2) すでに支出した経費について、次条第1項の規定により請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに交付する方法

- 2 家賃等助成金は、原則として、前金払の方法により交付するものとし、申請時期等の事情により、これにより難いときは、すでに支出した経費について、次条第2項の規定により請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに交付する。

- 3 医療費助成金は、次条第3項の規定により請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに交付する。

（請求）

第8条 支度金の交付を受けようとする者は、原則として、登録決定日から3月以内、又は一人暮らしを始める日の属する月の前月の初日から2月後の末日までに別記第4号様式の支度金請求書の提出ほか、概算払によらない方法により請求をする場合は、該当年度内に支払いをした経費の支払いを証するものを添付しなければならない。

- 2 家賃等助成金の交付を受けようとする者は、別記第5号様式の家賃等助成金請求書の提出ほか、賃貸借契約書その他の家賃等の支払い義務を証するものを添付しなければならない。
- 3 医療費助成金の交付を受けようとする者は、該当年度内に別記第6号様式の医療費助成金請求書の提出ほか、該当年度内に病院等に支払いをした、診察及び診療に係る診療費、薬局調剤費等の医療費、視力矯正に係る診察費・物品購入費の支払いを証するものを添付しなければならない。

(審査及び決定)

第9条 区長は、前条の請求に対し、予算の範囲内で交付の可否を決定する。

- 2 区長は、前項の決定をしたときは、前条の請求をした者に対し、別記第7号様式の助成支援決定・却下通知書により、交付の可否を通知する。

(変更等)

第10条 助成の決定を受けた者（助成の決定を受けた者がやむを得ない理由で届出をすることができない場合は、代理人等）は、第5条に基づき申請した内容又はこの条に基づき届け出た内容に変更が生じたときには、区長に対し、別記第8号様式の異動届により、その事由を速やかに届け出なければならない。

- 2 就労又は就学先に変更があった者については、改めて在職証明書や在籍証明書等を提出しなければならない。
- 3 区長は、第1項の届出を受けた場合又は同項に掲げる事由を知った場合は、助成の決定の全部又は一部を、変更又は取り消すことができる。
- 4 前項の取消しは、次の各号に掲げる場合に行う。この場合において、当該各号に掲げる場合が助成の決定を受けた者の責めに帰すべき事由により生じたと認められるときは、区長は助成の決定を、同項各号に掲げる事由が生じた時より前に遡って取り消すことができる。
 - (1) 第4条の要件を欠くこととなる場合
 - (2) 第1条の目的を達せられなくなる場合
- 5 区長は、第3項の変更又は取消しの決定をしたときは、助成の決定を受けた者に対し、別記第9号様式の登録取消決定通知書又は別記第10号様式の助成変更・取消決定通知書により通知する。
- 6 前項の変更の決定を受けた助成の決定を受けた者で、当該決定において請求書の提出に係る助成条件が付された者にあっては、区長が定める期間までに、別記第5号様式の家賃等助成金請求書を提出しなければならない。
- 7 第1項に掲げる事由により、交付した助成金の額に過払いが生じたとき、助成の決定を受けた者は、支度金については別記第11号様式の支度金清算書、家賃等助成金については別記第12号様式の家賃等助成金清算書、医療費助成金については別記第13号様式の医療費助成金清算書を提出し、清算

を行わなければならない。

(清算及び実績報告)

第11条 助成の決定を受けた者は、助成の決定に係る支度金や家賃等助成金の支払いが全て終了したときには、区長に対し、支度金については、概算払の場合においては別記第11号様式の支度金清算書及び別記第14号様式の支度金実績報告書の提出に加え、支払いを証する書類を添付しなければならない。家賃等助成金については、別記第15号様式の家賃等助成実績報告書の提出に加え、支払いを証する書類を添付しなければならない。

2 前項の報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査その他の方法により、助成の決定を受けた者が助成の決定及びこれに付した条件に従っていないと認められるときは、区長は、当該の助成の決定を受けた者に対し、当該助成の決定及びこれに付した条件に従うよう、命じなければならない。

3 区長は、第4条第2号の児童養護施設等に対し、前2項の報告及び命令その他第1条の目的を達成するために必要な事項について、協力を求めることができる。

(額の確定)

第12条 区長は、前条の報告書の提出があった場合には、当該報告書の審査その他必要な調査を行い、助成の決定及びこれに付した条件に適合すると認めるときには、支度金については別記第16号様式の支度金助成額確定通知書、家賃等助成金については別記第17号様式の家賃等助成額確定通知書により、前条の助成の決定を受けた者に対して、助成金の額の確定を通知しなければならない。

(取消決定の場合の準用)

第13条 前2条の規定は、助成の決定を受けた者が第10条第3項の取消しの決定を受けた場合に準用する。

(不正等による決定の取消し)

第14条 区長は、助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第11条の報告の求め又は命令に従わなかつたとき。
- (4) 前号のほか、助成の決定を受けた者が助成の決定及びこれに付した条件に従わなかつたとき。

2 前項の規定により、助成の決定の全部又は一部を取り消したときは、区長は、同項の助成の決定を受けた者に対し、別記第9号様式の登録取消決定通知書又は別記第10号様式の助成変更・取消決定通知書により通知する。

(返還命令等)

第15条 前条の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、区長は、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 区長は、前項の返還を命じたときは、前条第1項の助成の決定を受けた者

に対し、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 第1項の返還を命じた場合において、前条第1項の助成の決定を受けた者が期限までに、当該返還金を納付しなかったときは、区長は期限の翌日から起算し納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

4 前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、区長は、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(電子申請)

第16条 この要綱に規定する様式の提出又は届出は、区長の指定する電子申請サービスを通じて、申請フォームに必要事項を入力し、又は必要書類を添付して送信することにより、当該様式の提出又は届出に代えることができる。
(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関する必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによる。

付 則（平成31年3月26日付30板子政第928号区長決定）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

付 則（令和3年3月4日付2板子政第625号区長決定）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の助成金の交付手続について適用し、同日前に係る助成金の交付手續については、なお従前の例による。

付 則（令和4年3月11日付3板子政第742号区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年3月17日付4板子政第556号区長決定）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号、次項及び付則第3項の規定については、令和5年3月1日から施行する。
- 2 第3条第1号の支援を受ける者については、令和5年3月1日から改正後の要綱の規定を適用する。
- 3 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。
- 4 改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、改正後の第3条第2号から第4号までの支援の対象とする。ただし、第1号に掲げる者に対する第3条第2号及び第3号の支援の助

成期間は、最大助成期間である6年間から第1号に掲げる家賃等助成を受けた期間を差し引いた期間とする。

- (1) 改正前の板橋区児童養護施設卒園者に係る家賃等助成要綱による助成を受けていた者で、継続して助成を受けようとするもの
- (2) 令和4年4月1日から令和5年2月28日までの間に、板橋区内の児童養護施設等を退所した者であり、かつ、令和5年4月1日時点で大学等（次のいずれかに該当するものをいう。）に在学する者
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第84条に規定する通信による教育及び同法第97条に規定する大学院を除く。）及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。）
 - イ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち、同法第1条に規定する高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは同条に規定する中等教育学校を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認められた者に対して学校教育に類する教育を行うものであって、区長が適當と認めるもの

付 則（令和5年3月31日付4板子政第556号の2区長決定）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号、次項及び付則第3項の規定については、令和5年3月1日から施行する。
- 2 第3条第1号の支援を受ける者については、令和5年3月1日から改正後の要綱の規定を適用する。

付 則（令和5年8月10日付5板子政第182号区長決定）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号、次項及び付則第3項の規定については、令和5年3月1日から施行する。
- 2 第3条第1号の支援を受ける者については、令和5年3月1日から改正後の要綱の規定を適用する。

付 則（令和5年12月27日付5板子政第396号区長決定）

- 1 この要綱は、令和6年1月4日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

付 則（令和7年3月31日付6板子政第513号区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記 第1号様式（第5条関係）（表）

社会的養護経験者支援登録申請書（支援1年目用）

年 月 日

(宛先) 板橋区長

板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱に基づく支援を受けることを希望するため、下記の通り登録申請します。

フ リ ガ ナ						
支援対象者						
生年月日	西暦	年	月	日	(満)	歳
住 所	〒 —					
連絡先	電話		メールアドレス			
措置解除日 (予定日)	年 月 日					
出身施設等の 名 称						
施設長名 又は里親氏名						
就業（アルバイ ト）先又は就学 先	名称（会社名・学校名）					
	所 在 地					
	採用（就学）年月日					
	仕事内容（学校の種類・学科等）					
	修業年限（就学の場合のみ記入）					年間

1～3の希望する支援に○を付け、必要事項を記入してください。

（2の項目については、(1)もしくは(2)のどちらかに○を付けてください）

<input type="checkbox"/> 1 支度金（一時金）（上限20万円）

<input type="checkbox"/> 2(1) 本要綱で規定する家賃等補助以外の居住費支援を受けている（受ける予定）			
<input type="checkbox"/> 2(2) 本要綱で規定する家賃等補助（1/2補助）（月額上限3万円）			
申請額	家 賃 等 の 額	円／月	
	Ⓐ 家賃等月額×1/2×当年度の家賃等支払月数＝	円	ⒶⒷの小さい方の額
	Ⓑ 3万円×当年度の家賃等支払月数＝	円	円

<input type="checkbox"/> 3 医療費補助（年間上限2万4千円）

(添付書類)

1 口座振替依頼書

第1号様式（第5条関係）（裏）

個人情報取り扱い同意欄（お読みいただき、チェックしてください）

私は、個人情報の取扱いについて、別紙同意書のとおり同意します。

施設等への協力依頼同意欄（お読みいただき、チェックしてください）

私は、「板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱」
第1条の目的達成や第11条の報告等に必要な範囲で、板橋区が措置元
の児童相談所や出身児童養護施設、その他関係機関に対し、協力を求め
ることに同意します。

推薦理由欄（施設長もしくは里親の方が記載してください）

自立へ向けて一言（支援対象者本人が記載してください）

第2号様式（第5条関係）（表）

社会的養護経験者支援継続申請書（支援2年目以降用）

年　　月　　日

(宛先) 板橋区長

板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱に基づく支援の継続を希望するため、下記の通り申請します。

フ リ ガ ナ			
支援対象者			
住 所	〒　　一		
連絡先	電話		メールアドレス
支援を受けている年数	年目		
就業（アルバイト）先 又は就学先	名称（会社名・学校名）		
	所 在 地		
	採用（就学）年月日		
	仕事内容（学校の種類・学科等）		
	就職・就学年数		年

1～3の希望する支援に○を付け、必要事項を記入してください。

（2の項目については、(1)もしくは(2)のどちらかに○を付けてください）

<input type="checkbox"/> 1 支度金（一時金）（上限20万円）

<input type="checkbox"/> 2(1) 本要綱で規定する家賃等補助以外の居住費支援を受けている（受ける予定）			
<input type="checkbox"/> 2(2) 本要綱で規定する家賃等補助（1/2補助）（月額上限3万円）			
申 請 額	家 賃 等 の 額	円／月	
	Ⓐ 家賃等月額×1/2×当年度の家賃等支払月数＝	円	ⒶⒷの小さい方の額
	Ⓑ 3万円×当年度の家賃等支払月数＝	円	円

<input type="checkbox"/> 3 医療費補助（年間上限2万4千円）

第2号様式（第5条関係）（裏）

個人情報取り扱い同意欄（お読みいただき、チェックしてください）

私は、個人情報の取扱いについて、別紙同意書のとおり同意します

施設等への協力依頼同意欄（お読みいただき、チェックしてください）

私は、「板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱」
第1条の目的達成や第11条の報告等に必要な範囲で、板橋区が措置元
の児童相談所や出身児童養護施設、その他関係機関に対し、協力を求め
ることに同意します。

第3号様式（第6条関係）

年　　月　　日

様

板橋区長

登録（継続）　決定・却下　通知書

年　　月　　日付けで行われた社会的養護経験者支援の登録・継続申請に対し、
決定・却下 したため通知します。

登録内容に変更が生じた場合は、「異動届」により速やかに届出を行ってください。

支度金請求書

年　月　日

(宛先)　板橋区長

請求者　住所

氏名

板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱に基づく助成金として、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金

円

家賃等助成金請求書

年　月　日

(宛先)　板橋区長

請求者　住所

氏名

板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱に基づく助成金として、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

（内訳）

（添付書類）

- 1 家賃等の支払い義務を証する書類（賃貸借契約書の写しなど）

医療費助成金請求書

年　月　日

(宛先)　板橋区長

請求者　住所

氏名

板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱に基づく助成金として、下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

（内訳）

診療年月日	自己負担額
年　月　日	円
年　月　日	円
年　月　日	円
年　月　日	円
年　月　日	円
年　月　日	円
年　月　日	円

（添付書類）

- 1 医療費の支払いを証する書類（領収書の写しなど）

第7号様式（第9条関係）

年　月　日

様

板橋区長

助成支援決定・却下通知書

年　月　日　付で行われた社会的養護経験者支援の請求に対し、次のとおり
決定します。

助成の可否	助成　・　一部助成　・　不助成	
1. 支度金（一時金）（上限20万円）		
助成決定額		円
2. 家賃等補助（1/2補助）（月額上限3万円）		
助成決定額		円
3. 医療費補助（年間上限2万4千円）		
助成決定額		円
助成期間	年　月　日	～
助成条件	1 この助成金は、一人暮らし等の自立、就職、就学等の準備、及び家賃等、医療費等に充てる費用として活用してください。 2 社会的自立に向けて、出身施設その他関係機関の支援等を受け、「社会的養護経験者応援プロジェクト相談支援事業」を活用しながら、生活の安定に努めてください。 3 この助成金は、板橋区の予算上の措置に基づき交付されます。上記助成期間中の助成の継続を保障するものではなく、また、毎年度、申請が必要になります。 4 住所、連絡先、家賃等の内容その他申請内容に変更が生じた場合は、届出が必要となります。 5 上記4の届出を受けたとき、又は区が届出該当事由を知ったときは、決定を変更又は取り消すことがあります。また、あなたの責めに帰すべき事由がある場合には、その事由が生じる時より前に遡つて取り消すことがあります。 6 交付を受けた支度金又は決定に係る期間の家賃等を支払い終えたとき、又は上記5により決定が取り消されたときには、報告書の提出が必要となります。過払いが生じている場合は、清算書の提出と返納が必要となります。 7 支度金、家賃の支払状況について、報告を求めるほか、必要に応じ、他の状況について、報告を求めることがあります。また、この書面に記載された事項に従うよう求めることができます。 8 上記1の目的達成に必要な範囲で、出身施設その他関係機関に対し、あなたの個人情報を提供し、又は関係機関からあなたの個人情報の提供を受け、協力を求めることができます。 9 不正の手段により助成を受けたとき、助成金を目的外に使用したとき、上記7の求めに従わなかったときは、助成決定を取り消すことがあります。この場合、返還金に違約加算金及び滞納金（それぞれ年10.95%）が課されます。	

第8号様式（第10条関係）

年　月　日

(宛先)

板橋区長

届出人　住所

氏名

異動届

下記のとおり、登録・申請内容又は届出内容に異動が生じましたので、お届けします。

記

1 異動年月日	年　月　日
2 異動事由 (当てはまるものに○)	(1) 申請・届出内容の変更(→3) (2) 就業・修学継続不能 (→4)
3 変更内容 (当てはまるものに○)	氏名・住所・連絡先・家賃等・就業先・就学先 その他 ()
変更前	
変更後	
4 就業・修学を継続することができない理由	

※異動内容を確認できる書類(住民票、賃貸借契約書、内定通知書等の写し)を添付すること。

第9号様式（第10条関係）

年　　月　　日

様

板橋区長

登録取消決定通知書

年　　月　　日付けで行われた社会的養護経験者支援の登録について、取消した
ため通知します。

理由：

第10号様式（第10条関係）

年　月　日

様

板橋区長

助成 変更・取消 決定通知書

年　月　日付けて 助成決定・助成変更決定 をした助成金について、下記の理由により、当該決定を 変更・取消 します。

記

1 決定額	1. 支度金	円
	(参考) 変更・取消前額	円
	2. 家賃等補助	円
	(参考) 変更・取消前額	円
	3. 医療費補助	円
	(参考) 変更・取消前額	円
2 理由		
3 助成条件		

支度金清算書

年　月　日

(宛先)

板橋区長

清算者　住所

氏名

年　月　日付けで決定し、交付を受けた助成金について、下記のとおり、
清算します。

記

1 交付済助成金額 (A)	円
2 正当助成金額 (B)	円
3 清算額 (A - B)	円

家賃等助成金清算書

年　月　日

(宛先)

板橋区長

清算者　住所

氏名

年　月　日付けで決定し、交付を受けた助成金について、下記のとおり、
清算します。

記

1 交付済助成金額 (A)	円
2 正当助成金額 (B)	円
3 清算額 (A - B)	円

医療費助成金清算書

年　月　日

(宛先)

板橋区長

清算者　住所

氏名

年　月　日付けで決定し、交付を受けた助成金について、下記のとおり、
清算します。

記

1 交付済助成金額 (A)	円
2 正当助成金額 (B)	円
3 清算額 (A - B)	円

支度金実績報告書

年 月 日

(宛先)

板橋区長

住所

氏名

年 月 日付けで決定を受けた支度金の助成について、下記のとおり
実績を報告します。

記

1 助成内容 板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱に
基づく支度金の助成

2 支払実績等

(1)支度金支払実績					
支払年月日	品目	支払額	支払年月日	品目	支払額
年 月 日		円	年 月 日		円
年 月 日		円	年 月 日		円
年 月 日		円	年 月 日		円
年 月 日		円	年 月 日		円
年 月 日		円	年 月 日		円
年 月 日		円	年 月 日		円
年 月 日		円	年 月 日		円
年 月 日		円	年 月 日		円
年 月 日		円	年 月 日		円
支払総額			円		
(2) 交付済助成金額			円		
(3) 正当助成金額			円		
(4) 差引額 (2)-(3)			円		

(添付書類)

- 1 支度金の支払いを証する書類（領収書等の写しなど）

家賃等助成実績報告書

年 月 日

(宛先)

板橋区長

住所

氏名

年 月 日付けで決定を受けた家賃等の助成について、下記のとおり
実績を報告します。

記

1 助成内容 板橋区社会的養護経験者（ケアリーバー）支援事業実施要綱に
に基づく家賃等の助成

2 支払実績等

(1)家賃等支払実績								
家賃の対象となる月	支払年月日	支払額	家賃の対象となる月	支払年月日	支払額			
年 月 分	年 月 日	円	年 月 分	年 月 日	円			
年 月 分	年 月 日	円	年 月 分	年 月 日	円			
年 月 分	年 月 日	円	年 月 分	年 月 日	円			
年 月 分	年 月 日	円	年 月 分	年 月 日	円			
年 月 分	年 月 日	円	年 月 分	年 月 日	円			
年 月 分	年 月 日	円	年 月 分	年 月 日	円			
支払総額			円					
(2) 交付済助成金額								
(3) 正当助成金額								
(4) 差引額 (2)-(3)								

(添付書類)

- 家賃等の支払いを証する書類（領収書の写しなど）

第16号様式（第12条関係）

年　　月　　日

様

板橋区長

支度金助成額確定通知書

年　　月　　日付け支度金助成実績報告書により実績報告を受けた助成金については、下記のとおり、助成すべき金額を確定する。

記

確定助成金額

円

第17号様式（第12条関係）

年　　月　　日

様

板橋区長

家賃等助成額確定通知書

年　　月　　日付け家賃等助成実績報告書により実績報告を受けた助成金については、下記のとおり、助成すべき金額を確定する。

記

確定助成金額

円